

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 地域の災害リスク

(1) 自然的条件

①地域の位置・面積

中津川市は、岐阜県の東南端に位置し、東は木曾山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を東西に木曾川が流れている。市域は、東西に28km、南北に49km、面積は県内6番目の広さを誇る676km<sup>2</sup>で、その約80%を森林が占めている。日本百名山の恵那山をはじめとした山々に囲まれ、木曾川、付知川といった清流が流れる豊かな自然と美しい景観に恵まれた地域である。

中津川市は平成17年2月に旧中津川市と近隣の旧7町村（加子母村、付知町、福岡町、坂下町、川上村、蛭川村、山口村）が合併し、現在の中津川市となり、この合併により、旧中津川市を区域とする中津川商工会議所と、旧7町村を区域とする中津川北商工会が併存する地域となっている。



②地形条件

本市は、飛騨山脈、木曾山脈に挟まれ、山々を縫うように流れる木曾川とその支流、その流れに沿うように集落が連なる、中山間地域である。

<p>中津川地域</p>	<p>当地域の南には、中央アルプス最南端の主峰恵那山(2,190m)を中心に、西へ鯉子山、焼山、天狗森山、三森山等が連なり、北へは富士見台、南沢山、男たい山等屏風状の山々が続いている。これらの山々は、風化した花崗岩から成り、特に恵那山、前山の崩壊が著しく、これを源流とする中津川、落合川、阿木川等の沖積地に、中津、落合、神坂、阿木等の市街地が開けているが、段丘も多く、盆地状の地形となっている。木曾川を隔てて、北側に位置する苗木地区は高峰山から南方へ緩やかな傾斜をなして木曾川へ落ち、坂本地区は南に保古山を中心とするやや低い山並みが西へ延び、これから北への緩斜面で形成されている。</p>
<p>山口地域</p>	<p>当地域の大部分は木曾山脈西麓の山地帯であり、集落は高土幾山麓系から木曾川に向かって西に傾斜しており、平地が少ない。居住地や耕地は、海拔300m付近の木曾川沿いの一部の平地を除き、ほとんどが傾斜地帯にある。</p>

坂下地域	当地域は、木曾山脈の分脈高土幾山、梵天山、飛騨山脈の余波、城根山、後山、松山、高峰山（海拔 700～945m）の山々に囲まれた溪谷盆地に開け、総じて起伏に富み、平地が少ない。地域の東端を流れる木曾川本流とその支流川上川に囲まれた一帯が集落や農用地を細長く形成している。
川上地域	当地域の最北端には奥山界山（1,810m）、東西にも山岳群がそびえており、その奥山界山を源流とする川上川は、地域の中央部を南へ流れ、坂下地域で木曾川に注いでいるが、僅かに開けているのはこの川の流域で、両岸に耕地と人家が点在し、南北に 11 の集落を形成している。
加子母地域	当地域の北端の山中に発し地域を貫流する加子母川に、ほぼ平行して国道 257 号が縦貫し、沿って帯状に長い集落を形成している。上流の小郷集落で海拔 720m、下流の角領集落で 430m の北に高く南に低い地域である。
付知地域	当地域の北東部は、飛騨山脈の西端に直角に交差する阿寺山脈があり、夕森山、出の小路山、奥三界岳、雨乞棚山等いずれも阿寺山脈に属し、山岳地帯となっている。西部は、海拔 600m ほどの丘陵地帯が続き、この東西の地帯を分けて北から南へ緩やかな傾斜の細長い平坦地が開けている。このほぼ中央を南下している付知川は、福岡地域を経て木曾川本流に注いでいる。
福岡地域	当地域は、南北に約 20km、東西方向に約 10km の広がりをもつ南北に細長い地形で、北には三界山(1,595m)、西には二ツ森山(1,223m)がそびえ立ち、中心部を付知川が溪谷をなして北より南に貫流し、幾多の支流を集めて木曾川に合流している。地域の約 78%を山林が占めており、付知川に沿って集落や耕地が点在している。
蛭川地域	当地域は、北、東および西の三面が山に囲まれた亜盆地を形成し、西および北東部は傾斜が急であるが地域の中央部に向かって、暫時ならかな地形を示している。地域の中央に北から南へ向かって和田川が流れ木曾川に注いでいる。この川の沿岸および低地に起伏する丘陵の間に集落が点在し、耕地が開けている。

### ③気象

本市は、内陸型高冷地気候に属し、年平均気温は 14℃前後で市の南北で 1～2℃の気温差がある。年間降雨量は、2,000 mm 前後と多雨であり、夏は南東の季節風が吹き温暖であるが、冬は北西の季節風が強く、冷え込みの厳しさに比べ降雪は少ない。市の最北端、飛騨地方に隣接する加子母地域では山岳地帯特有の雷雨および梅雨前線による集中豪雨により、年によっては 3000 mm（年間）を超える降雨量があり、また、冬期も年により 1m におよぶ積雪がある。

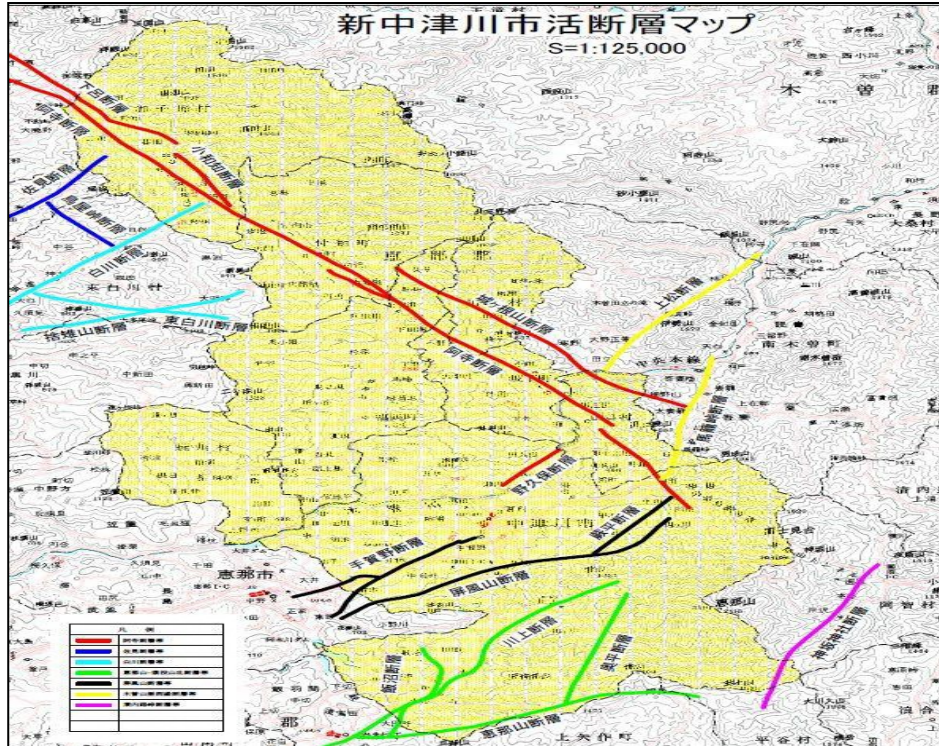
### ④地震被害の特色

- ア 山間部では、断層の活動に伴う地震の影響をもろに受け、震央や断層沿いでは、大地震であれば大規模な山崩れや土石流による壊滅的被害を受けるところが随所にあらわれ、中地震であっても土砂崩れや落石による被害を受ける可能性がある。
- イ 平野部は、山間部に比べ地震による被害が大きいと思われる。特に沖積層の厚く堆積したところの地盤は軟弱であり、大きな被害を受けるものと予想される。また、平野部では、住宅や工場等の施設が密集し集積しているが、これらの中には、極めて軟弱な地盤でありながら、戦後、住宅や工場が建設されたところが多々あり、地震災害の潜在的な被害主体が以前に比べて著しく増大している。

### ⑤活断層の概要

断層は、従来、地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考え方があったが、近年、地震断層が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰

り返し大地震を発生させる可能性がある」と判断される断層」つまり活断層が、地震発生と密接な関わりを持っていることが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視されている。



出典：中津川市 HP より（新中津川市活断層マップ）

## ⑥海溝型地震

日本列島付近では、太平洋プレート、フィリピン海プレート、ユーラシアプレートおよび北米プレートの4つのプレートが相接しており、それらの境界部が、日本海溝、相模トラフ、南海トラフとなっている。太平洋プレートは、毎年数センチの速さで西に進行し日本列島の下に沈み込んでいる。一方、フィリピン海プレートは、北西に進行してユーラシアプレートに沈み込んでおり、このような海洋地殻の沈み込みによりユーラシアプレートの端に歪エネルギーが次第に蓄積されていく。この歪力による変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が急激な破壊を起こす。これが、日本の太平洋近海で発生する巨大地震の原因であり、本市も東海沖や南海沖に発生する海溝型地震の影響を受け、大災害を引き起こすことが考えられる。

## ⑦大規模土砂災害

本市山間部の花崗岩類・濃飛流蛇紋岩類の渓流域などにおいて、深層崩壊が発生する可能性のあるエリアがあり、なかには活断層沿いにも存在する。本市では、降雨や地震に伴う深層崩壊の可能性が比較的高いといえる。

## (2) 社会的条件

### ①人口減少と少子高齢化の進展

令和2年4月1日現在、本市の住民基本台帳（外国人含む）による人口は77,865人、世帯数は31,165世帯、一世帯あたり人員は2.49人、平成27年の国勢調査では、総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は31.0%となっている。国勢調査によると平成7（1995）年をピークに人口が減少に転じ、1985年以降の30年間で高齢夫婦世帯や高齢単身世帯は大きく増加しており、過疎化による地域コミュニティの衰退や崩壊が懸念されている。また、災害時の

避難行動要支援者となる高齢者世帯や要介護者は、年々増加しており、災害時の支援も大きな課題となっている。

## ②交通

中津川市は、日本のほぼ中央に位置し、東京と大阪の2大都市や、三河地方（太平洋側）、北陸地方（日本海側）の間でもあり、文字通り日本の真ん中のまちである。奈良・平安時代には都と東国を結ぶ東山道がこの地を通り、江戸時代には江戸と京都を結ぶ重要な幹線道路として中山道が整備され、その宿場となった中津川は、中山道や木曾川沿いの地域、飛騨街道や付知川沿いの地域を結ぶ経済の拠点となった。戦後の車社会を迎えた中では、国道19号の整備、中央自動車道の開通などによる交通アクセスの向上により、東濃東部の工業都市として発展してきた。未来に向けては、(仮称)リニア中央新幹線岐阜県駅(2027年開通予定)や中津川市と下呂市を結ぶ濃飛横断自動車道の整備などにより、更なる交通網の充実が見込まれている。

## 2. 想定される地域の災害リスク

### (1) 気象災害等

#### ①水害

本市の地勢的条件から、中津地域においては恵那山系から急傾斜地を流下する河川による水害が多く、今までの被害状況も水害によるものが最も多く、人命の被害、家屋、耕地の流埋没あるいは道路、橋梁、山地の損害が甚しい。したがって、現在も恵那山系の山地崩壊が進んでいることから見ても、将来もこれらの山々から流下する中津川、四ツ目川、落合川等の氾濫、洪水による被害が予想される。また、他の地域においても木曾山脈、飛騨山脈から流下する中小の谷や沢が、木曾川、付知川に流れ込み、土石流など様々な水害を誘発する自然的要因を備えている。

#### ②火災

市街地及び馬籠地区における火災の発生は家屋が密集し、木造家屋が多いため、市街地での火災はもとより馬籠地区は水源の確保が難しく特に留意すべきである。実際、馬籠地区では2012年に4棟が被災する事故が発生、加えて中津川駅周辺の市街地での火災延焼が懸念される。

#### ③風害

台風による被害は沿海地帯に比し軽微であるが、大型台風が伊勢湾から日本海へ抜けるコースをとるときには、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように、相当規模の被害が全域にわたって発生することが予想される。

#### ④雪害

積雪は比較的少なく、神坂、川上、阿木、加子母の一部で交通に支障をきたすが、直接的な雪害の危険はほとんど見受けられない。

#### ⑤過去の災害事例【風水害（大雨、洪水、内水氾濫、土砂災害、台風、竜巻）、大雪】

《市内で発生した甚大な風水害例》 ※降水量が分かり、人的被害があったもののみ記載

ア 昭和7(1932)年8月26日、四ツ目川災害は旧中津町への集中豪雨(日雨量147mm)に伴い16時頃前山(穴ヶ沢)が崩壊し、土石流が四ツ目川・中津川をはじめとする河川に流れ込み氾濫した。特に土石流を伴い氾濫した四ツ目川は、中津町市街地を襲い、中津川駅構内にまで押し寄せるほど大規模なものであった。死者2名、負傷者24名、流失(住居63戸、非住居10棟)、埋設全壊(住居89戸、非住居5戸)、埋設半壊(住居156戸、非住居47棟)、床上土砂入114戸、床下土砂入98棟、避難者約2,500名という甚大な災害を引き起こした。

イ 昭和28(1953)年7月19日から20日、豪雨災害旧坂下町の後山と稲荷山を中心に梅雨前線の影響により降った集中豪雨(連続雨量178mm)は、全てを川上川と谷川に流出した。

流路の狭い谷川では、土砂を含んだ濁流は一気に谷川を流れ下り、土砂で谷川が埋まり、下流にある島平・乙坂地区の土手を乗り越えて、道路は川となり腰まで浸った。この水害は、合郷地区（矢渕、時鐘）では死者を出し、外洞川下流では上田一町歩が河原となり、大門地区では県道が決壊し、高辺用水・町用水をはじめとした各用水はズタズタに切断された。死者 7 名、流失住居 3 戸、崩壊住居 1 戸、床上土砂埋設 30 数軒、被害総額 3 億円と大きな被害となった。

ウ 昭和 34（1959）年 9 月 26 日、伊勢湾台風（台風 15 号）による災害は、和歌山県に上陸した台風 15 号が、6 時間余りで三重県、愛知県、岐阜県と本州を縦断し、戦後において最大級の被害をもたらした。中心気圧 945hPa、平均風速 32.5m（瞬間最大風速 42.2m、風速 30m 以上の暴風雨圏 300～400km）、台風が岐阜県の中央を通過する約 3 時間は時間雨量 40～70mm の激しい雨が降り続き、中津川市、恵那市では、水よりも風による被害がひどく、特に民家に惨禍を及ぼした。死者 10 名、重軽傷者 150 名、家屋の全壊 467 戸、流失 2 戸、半壊 622 戸と非常に大きな災害の爪あとを残した。

エ 昭和 36（1961）年 6 月 25 日から 7 月 1 日、豪雨災害梅雨前線の北上による長雨（連続雨量 462mm）のため、中津川をはじめとする各河川は増水し、土砂崩れを誘発して鉄砲水となって押し流したため、広い地域にわたり大きな被害を被った。特に川幅 2m 足らずの阿木後田川が鉄砲水により流域の住家 2 戸と 5 名を押し流し、土砂は 100m に拡がって、多数の家屋を半壊し、田畑は一面の河原と変わった。また、中津川上流の川上地区は、県道・護岸等がズタズタの惨状となり、市街地との連絡を絶たれて孤立した。死者 2 名、行方不明者 3 名、住居の全壊 9 戸、半壊 9 戸、流失 7 戸、床上浸水 49 戸、床下浸水 353 戸、非住居被害 79 戸、被災者 442 世帯 1,885 名、被害総額 5 億 8534 万円と大きな被害となった。

オ 昭和 58（1983）年 9 月 27 日から 28 日、台風 10 号による集中豪雨に見舞われ、中津地区では、連続雨量 280mm、最大時間雨量 46.5mm、阿木地区では、連続雨量 293mm、最大時間雨量 78.5mm、神坂地区では、連続雨量 351mm、最大時間雨量 85mm を記録し、市内全域にわたり大きな災害を被った。特に阿木地区では、川幅 2m たらずの飯沼川が土石流により、流域の家屋多数を半壊、死者 1 名を出し、田畑は一面河原と化す等、最も大きい損害を受けた。他に河川の増水により県道にかかる美恵橋の流失や四ツ目川堤防の決壊、道路施設の損壊等を引き起こした。死者 2 名、被災者 180 世帯 620 名、家屋の全壊 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 18 戸、床下浸水 155 戸、一部破損 1 戸、非住家 18 戸、総被害額 60 億 7971 万 9 千円と大きな被害となった。

## （2）想定される地震

本市では、東海地震・東南海地震等の海溝型地震に加え、阿寺断層帯等の内陸（直下）型地震が発生した場合を想定し、計画を行うものとする。ただし、南海トラフ地震のように連動型巨大地震や時間差をおいた複数発災など多様な発生態様があるとともに、地震の予知可能性については検討の余地もあることから、地震の想定結果には柔軟な対応で臨むこととする。

## （3）地震の想定

（岐阜県東海・東南海・南海地震等被害想定調査、平成 25 年 2 月・平成 31 年 2 月）

### ①南海トラフ巨大地震（海溝型地震）

- ア 地震の規模 M9.0
- イ 震源域 紀伊半島沖
- ウ 震度 最大震度 6 弱

### ②養老－桑名－四日市断層帯（内陸型地震）

- ア 地震の規模 M7.7
- イ 震源域 養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約 57km）
- ウ 震度 最大震度 5 強

③阿寺断層系（内陸型地震）

- ア 地震の規模 M7.9
- イ 震源域 下呂市から中津川市に及ぶ断層（約 70km）
- ウ 震度 最大震度 6強

④跡津川断層（内陸型地震）

- ア 地震の規模 M7.8
- イ 震源域 飛騨市から富山県大山町に及ぶ断層（約 60km）
- ウ 震度 最大震度 5強

⑤高山・大原断層帯（内陸型地震）

- ア 地震の規模 M7.6
- イ 震源域 高山市から郡上市に及ぶ断層（約 48km）
- ウ 震度 最大震度 5強

⑥揖斐川－武儀川（濃尾）（内陸型地震）

- ア 地震の規模 M7.7
- イ 震源域 揖斐川町から関市に及ぶ断層（約 52 km）
- ウ 震度 最大震度 5強

⑦長良川上流（内陸型地震）

- ア 地震の規模 M7.3
- イ 震源域 郡上市白鳥町から同市八幡町に及ぶ断層（約 29 km）
- ウ 震度 最大震度 6弱

⑧屏風山・恵那山及び猿投山（内陸型地震）

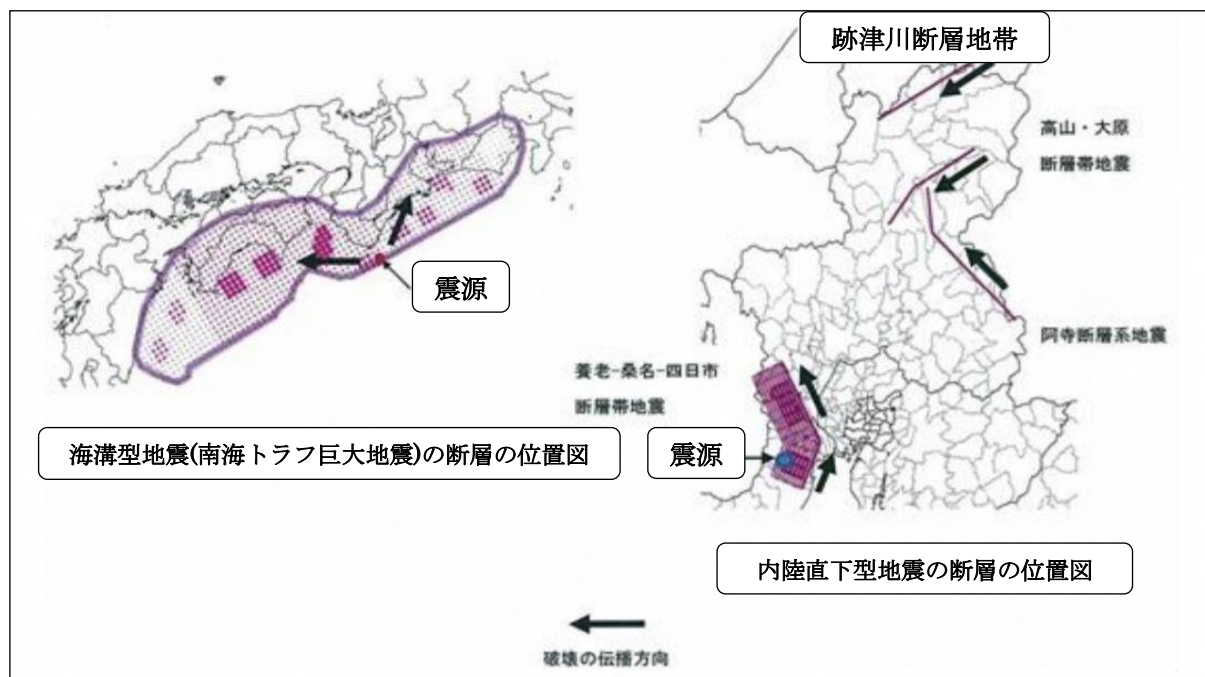
- ア 地震の規模 M7.7
- イ 震源域 中津川市から愛知県豊田市に及ぶ断層（約 56 km）
- ウ 震度 最大震度 6強

（４）被害の想定

（岐阜県東海・東南海・南海地震等被害想定調査、平成 25 年 2 月・平成 31 年 2 月）  
中津川市における冬の午前 5 時の発災ケース

想定地震	震源	最大震度	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	死亡者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)	帰宅困難者数(人)
南海トラフ巨大地震	紀伊半島沖	6弱	320	3,299	15	621	2,531	566
養老－桑名－四日市断層帯	南端	5強	0	35	0	6	22	－
阿寺断層帯	北端	6強	6,775	12,744	426	3,396	16,407	－
	南端	6強	1,480	4,775	93	1,114	5,023	－
跡津川断層帯	北端	5強	2	153	0	28	102	－
高山・大原断層帯	北端	5強	1	104	0	19	69	－
	南端	5強	0	44	0	8	28	－

揖斐川－武儀川 (濃尾)断層帯	北端	5強	1	277	0	49	174	－
長良川上流 断層帯	北端	6弱	28	724	2	132	488	－
	南端	5強	0	29	0	5	18	－
屏風山・恵那山 及び猿投山断層帯	南端	6強	10,587	13,508	666	4,199	21,429	－



出典：中津川市地域防災計画（総則編）

### 3. 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。中津川市において甚大な感染拡大はこれまで発生していなかったが、今般の新型コロナウイルス感染症では中津川市においても感染者が多数発生し、さらに感染力の強いオミクロン株の台頭により拡大の危険性が高まっており、特効薬のない新型感染症の高いリスクを実感せざるを得ない。このように、人類のほとんどが免疫を持たず治療薬も開発途上の新型や変異種の感染症は、全国的かつ急速なまん延により、中津川市においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活においてもこれまでの生活習慣や行動を変えなければならないほどのリスクとなっている。

感染症は基本的に人と人の接触が大きなリスクとなるため、感染症拡大時期は、人の移動や接触が制限されることになり、小規模事業者の多くは人対人の接触を前提として事業活動を行っていることから、生産活動の縮小から経済的な影響も発生する恐れがある。

### 4. 商工業者の状況

中津川市における主産業となる製造業では、電気機械器具、自動車関連などのものづくりが盛んで、近年では交通アクセスの向上や中核工業団地の整備などによって、各種製造業の立地がさらに進み、県内でも上位の製造品出荷額を誇る工業都市となった。本市の製造品出荷額等は令和

1年度 4,163 億円で県内 5 位である。製造業従事者数においては全産業の 31%を占め、本市の経済活動と雇用を支える基幹産業となっている。農林業では、水稻を中心とした農業に加え、特産の夏秋トマトや栗、なす、飛騨牛などの農畜産物の生産に力が注がれている。また、古くから我が国の代表的な寺院・城郭の建築や伊勢神宮式年遷宮の用材等を産出する木曾ヒノキ備林があり、建築用の良材として知られる東濃桧の産地として、林業、木材・木工業などの産業も根付いている。

#### 《中津川商工会議所地域》

商工業者数 2,408 事業所

小規模事業者数 1,832 事業所

業 種	商工業者数	小規模事業者数
農林漁業	17	15
鉱業、採石業、砂利採取業	5	5
建設業	234	220
製造業	338	251
電気・ガス・熱供給・水道業	4	3
情報通信業	16	12
運輸業、郵便業	49	30
卸売業、小売業	641	415
金融業、保険業	39	33
不動産業、物品賃貸業	149	143
学術研究、専門・技サービス業	101	78
宿泊業、飲食サービス業	403	296
生活関連サービス業、娯楽業	214	194
教育・学習支援業	61	49
医療、福祉	50	45
複合サービス業	13	1
サービス業を除く他に分類されないもの	74	42
合 計	2,408	1,832

出典：平成 28 年経済センサスを基に岐阜県で調整した数値を引用

#### 《中津川北商工会地域》

商工業者数 1,325 事業所

小規模事業者数 1,163 事業所

業 種	商工業者数	小規模事業者数
農林漁業	25	22
鉱業、採石業、砂利採取業	5	5
建設業	303	295
製造業	278	254
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2
情報通信業	8	8
運輸業、郵便業	20	17
卸売業、小売業	279	198
金融業、保険業	4	4
不動産業、物品賃貸業	17	17
学術研究、専門・技サービス業	32	29
宿泊業、飲食サービス業	150	126



生活関連サービス業、娯楽業	102	97
教育・学習支援業	24	24
医療、福祉	34	34
複合サービス業	14	11
サービス業を除く他に分類されないもの	28	20
合 計	1,325	1,163

出典：平成 28 年経済センサスを基に岐阜県で調整した数値を引用

## 5. これまでの取組み

### (1) 中津川市の取組み

#### ①地域防災計画等の策定

中津川市では地域防災計画等を策定しており、内容については下記に記載する。

種 類	目的 (趣旨)	策定 (改定) 年
中津川市地域 防災計画	この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、中津川市防災会議が中津川市の地域にかかる防災に関する事務または業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域、ならびに地域の住民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚および努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。	令和 2 年 3 月 改定
中津川市国土 強靱化地域計画	平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。本計画は、この規定に基づき、豪雨災害・巨大地震等、いかなる災害が発生した場合でも機能不全に陥らず、持続し続ける「強く、しなやかな中津川市」を作り上げるために策定するものである。	令和 2 年 10 月
中津川市新型 インフルエンザ 等対策行動計画	新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入を避けることはできないと考えられる。市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対する情報提供やワクチンの接種、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められ	平成 26 年 5 月 1 日

	る。本市においても、政府・県とともに近隣市町村と緊密な連携を図り対策を講じていく。	
--	---	--

## ②防災訓練の実施

種 類	内 容	実施状況
総合防災訓練	市本部は、各防災関係機関と合同して、自主防災組織を主体とした地域防災型の訓練を実施する。訓練の回数や内容は各地域で決定し、市はこれらの支援を行っていく。	毎年9月1日前後の日曜日に実施
各部門別訓練	市の各施設においては、防災訓練計画をたて、それぞれ実施するものとする。訓練の回数および訓練科目はおおむね次の通りとする。 ①保育所および幼稚園 毎月1回以上 ②市民病院 2月に1回以上 ③小中学校 毎学期に1回以上 ④老人福祉施設 2月に1回以上 ⑤文化会館 半年に1回以上 ⑥市庁舎 1年に1回以上 なお、民間における不特定または多人数の利用施設あるいは収容施設等においても、上記に準じ防災訓練を実施するよう指導する。	初期消火訓練 避難訓練 地震対策訓練 夜間訓練
災害図上訓練	市は、自主防災組織、消防機関、警察機関、学校等、関係機関も協力を得て、地震、水害、火災等を想定した、より実践的な想定のもと図上訓練を実施するものとする。	毎年1回
地震防災訓練	防災関係機関、市民、事業所等の協力の下に、大規模地震を想定した総合的な防災訓練を実施する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。	

## ③防災備品の備蓄

中津川市は、集中備蓄と分散備蓄に区分けし、防災備蓄倉庫、総合事務所、地域事務所、地域防災備蓄倉庫（コンテナ）を設置し管理している。

集中備蓄	市は大型で数量が少なく、緊急性を有しないものについては、市と県、近隣市町村と共同するなどして備蓄品を管理している。
分散備蓄	大量で災害発生後直ちに必要なもの、危険分散すべきものについて、各地域の備蓄倉庫等に管理している。

## (2) 中津川商工会議所の取組み

- ①事業継続力強化計画に関する研修会に参加
- ②事業継続力強化計画の普及と防災意識の啓発（会議所窓口にチラシを常設）
- ③事業者に対して防災リスクに備える各種損害保険等をパンフレットなど用いて提案し、加入促進を実施している。
- ④中津川市が毎年9月1日前後の日曜日に実施する防災訓練に職員が居住する地域にて参加している。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談窓口の設置
- ⑥中津川商工会議所が備蓄する非常時対応用の装備のうち主なものを表に記載する。

備品名	メーカー名	能力・目的
発電機	ヤマハ（EF2300）	1機／重量 41 kg／ガソリン 10ℓ 携帯電話や通信機器、パソコンの充電・照明の確保
非常持ち出し袋		9箱／携帯用充電器、簡易トイレ、マルチツール・応急セットなど36種類※アルカリ電池装備済
真空パック難燃毛布		100枚／アクリル100％／難燃性・防臭加工・防寒対策・体温維持

### （3）中津川北商工会の取組み

- ①事業継続力強化計画に関する研修会に参加
- ②事業継続力強化計画の普及と防災意識の啓発（商工会窓口チラシを常設）
- ③小規模事業者に対して防災リスクに備える各種損害保険等をパンフレットなど用いて提案し、加入促進を実施している。
- ④中津川市が毎年9月1日前後の日曜日に実施する防災訓練に職員が居住する地域にて参加している。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談窓口の設置

## II 課題

### ①事業継続意識の向上と事業継続力強化計画策定

小規模事業者の多くは、山積する経営課題に日々対応せざるを得ない状況であり、防災・減災等の対策には取り組めていない状況を踏まえ、まずは事業者の事業継続に対する意識向上のために、啓発活動を展開することが必要である。事業者の意識付けをした上で、事業継続に必要な計画策定を支援する必要がある。

### ②商工会議所・商工会職員の支援スキルの習得

当商工会議所・商工会はこれまで、経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に重点的に取り組んできており、事業継続支援のための知識や経験が乏しい。小規模事業者にとって有効な事業継続に向けた支援をしていくためには、当商工会議所・商工会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。そのためには職員向けのBCP研修会や、職員間での情報共有、中津川市の防災担当と連携し災害リスクに関する知識の共有を図り支援経験を重ねていく必要がある。

### ③商工会議所・商工会のBCP運用と災害発生時の体制強化

災害発生時には当商工会議所・商工会の支援体制を早期に復旧する必要があるため、BCPの継続的な運用が必要である。また、緊急時の取組みについて各職員が円滑な支援活動を展開するために具体的な体制やマニュアルを整備することで、当商工会議所・商工会それぞれ役職員による体制の整備と強化を図っていく必要がある。また、災害発生時の被災状況や発生後の対応や対策に関する情報共有など、事前に有効な災害時の対応方法や連絡手段を密に共有することで、事業者の事業継続支援の有効化を図る必要がある。また、関係機関とも災害リスクについて情報を共有するなど連携を強化する必要がある。

## III 目標

本計画期間となる5年間を通して、小規模事業者の防災・減災・感染症対策への意識向上を図り、災害発生時には早期復旧を可能にするために必要な事業者BCPの策定を支援し、安定的かつ継続

的な経営活動が続けられる小規模事業者を多く創出することで、地域経済や雇用の安定を維持し、強い地域づくりを目指す。

### ①事業継続意識の向上と事業継続力強化計画策定

巡回・窓口指導を通じて、事業活動に影響を与える自然災害・新型コロナウイルス等のリスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所の立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援する。

(目標件数)

- ・事業継続に関する巡回・窓口指導件数：年 50 件  
〔中津川商工会議所：年 25 件 中津川北商工会：年 25 件〕
- ・事業者 BCP セミナーの開催：年 2 回  
〔中津川商工会議所：年 1 回 中津川北商工会：年 1 回〕
- ・事業者 BCP 策定支援事業者数：年 10 事業者  
〔中津川商工会議所：年 5 事業者 中津川北商工会：年 5 事業者〕
- ・事業者 BCP 策定事業者数：年 4 事業者  
〔中津川商工会議所：年 2 事業者 中津川北商工会：年 2 事業者〕

### ②商工会議所・商工会職員の支援スキルの習得

事業継続力強化計画策定の推進にあたって、必要となる一定のスキルを習得するため、当商工会議所・商工会の関係機関が開催する研修会に参加し、体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付ける。あわせて、職員間において支援ノウハウを共有する。

### ③商工会議所・商工会の BCP 運用と災害発生時の体制強化

災害発生時において、当商工会議所・商工会活動の一刻も早い再開に向け、自身の BCP の確実な運用が実施できるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。また、中津川市をはじめとする各関係機関が、被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

本計画の実行主体となる中津川商工会議所及び中津川北商工会と中津川市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

###### ① 啓発活動

- ・巡回・窓口指導の際に、ハザードマップや新型コロナウイルス感染症に係る、業種別ガイドライン等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌や情報提供時において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、関係機関等から提供されるチラシ等の普及ツールを活用し、各種相談の際においても普及を図る。
- ・当商工会議所・商工会に所属する各種団体活動において、事業継続力強化計画策定や訓練等の取組み事例を紹介する。

###### ② 事業継続力強化計画策定支援

- ・啓発活動にて計画の必要性に対する理解を深めてもらい、計画策定へと繋げる。
- ・必要に応じて、専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

##### 2) 当商工会議所・商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会議所・商工会においては、令和4年度中に事業継続計画を策定し、速やかに岐阜県へ提出する。

##### 3) 関係団体との連携

- ・当商工会議所・商工会においては、関係機関と連携を図り、災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・当商工会議所と商工会はもとより、近隣の会議所や商工会において開催する職員会議等において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組み状況や事例の情報交換を行う。

##### 4) フォローアップ

- ・策定した事業継続力強化計画の取組み状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、中津川商工会議所、中津川北商工会、中津川市においては定期的に開催している経済対策会議を活用して年1回以上情報共有等を図る。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、中津川市と中津川商工会議所、中津川北商工会における、連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

## ＜ 2. 発生後の対策＞

災害等発災時には人命救助が第一であるが、その上で下記の手順で、当商工会議所と商工会の地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対応の実施可否の確認

#### ○自然災害発生時

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基に携帯電話により職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、会議所・商工会事務所及び周辺道路の被害状況を市と共有する。

#### ○感染症発生時

- ・会議所・商工会の職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、会議所会館・商工会館を閉鎖し、代替施設について中津川市と、代替職員について会議所は岐阜県商工会議所連合会と、商工会は岐阜県商工会連合会と調整を行う。

### 〔確認内容〕

団体名	確認内容・手段
中津川商工会議所	職員：発災後1時間以内 携帯電話・SNSにて確認 正副会頭：発災後3時間以内 携帯電話・SNSにて確認 議員：発災後1日以内 電話 会員：発災後2日以内 地区ごとの安否確認
中津川北商工会	職員：発災後1時間以内 携帯電話・SNSにて確認 常任理事会（正副会長・各支部長） ：発災後3時間以内 携帯電話・SNSにて確認 役員：発災後1日以内 電話 会員：発災後2日以内 支部ごとに安否確認
中津川市商業振興課	職員：安否 発災後直ちに携帯電話・SNSにて確認

### 〔連絡窓口〕

発災後、中津川商工会議所、中津川北商工会、中津川市において安否確認の結果や被害状況等を共有する。連絡窓口については下表のとおりとする。状況に応じて電話、メール、口頭による情報伝達を実施する。

団体名	連絡窓口		
	事務局（職員）		事業所
中津川商工会議所	事務局長	総務課長	中小企業相談所長
中津川北商工会	事務局長	法定経営指導員	経営指導員
中津川市商業振興課	課長		

### 2) 応急対応の方針決定

#### ○自然災害発生時

- ・中津川商工会議所・中津川北商工会・中津川市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に中津川市と情報共有を実施する。

#### ○感染症発生時

- ・国内において新型コロナウイルス感染症の感染者発生後には、職員の体調管理を行うと共に、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・当会職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、その他の職員は感染していないことが確定

するまで自宅待機し、リモートにて中津川市担当課や代替派遣職員並びに岐阜県商工会議所連合会・岐阜県商工会連合会と打ち合わせを行う。

〔状況共有〕

本計画により、当商工会議所・商工会と中津川市は以下の間隔で被害状況等の共有を行う。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	3日に1回共有する
1か月以降	1週間に1回共有する

〔被害規模の目安は以下を想定〕

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡がとれない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

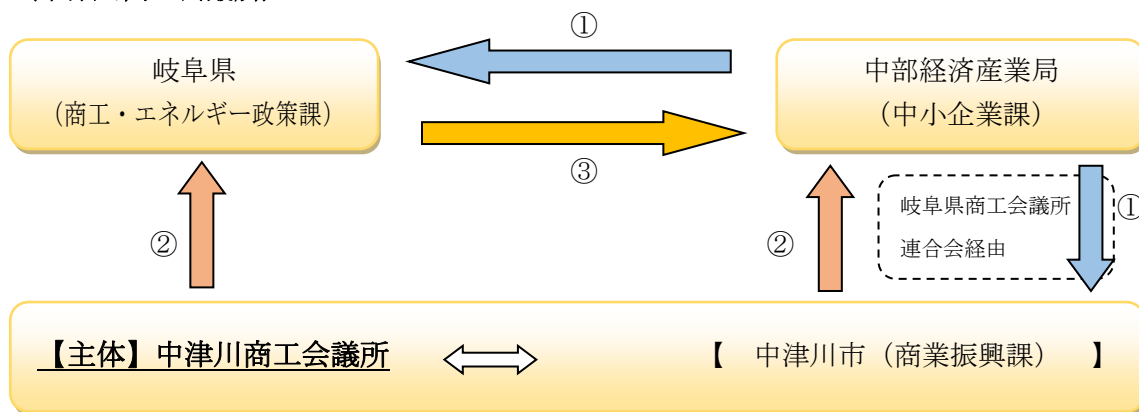
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③中津川商工会議所・中津川北商工会と中津川市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④中津川商工会議所・中津川北商工会と中津川市が共有した情報を、県の指定する方法にて、中津川商工会議所・中津川北商工会又は中津川市より県の商工担当部署へ報告する。

〔被害情報の流れ〕

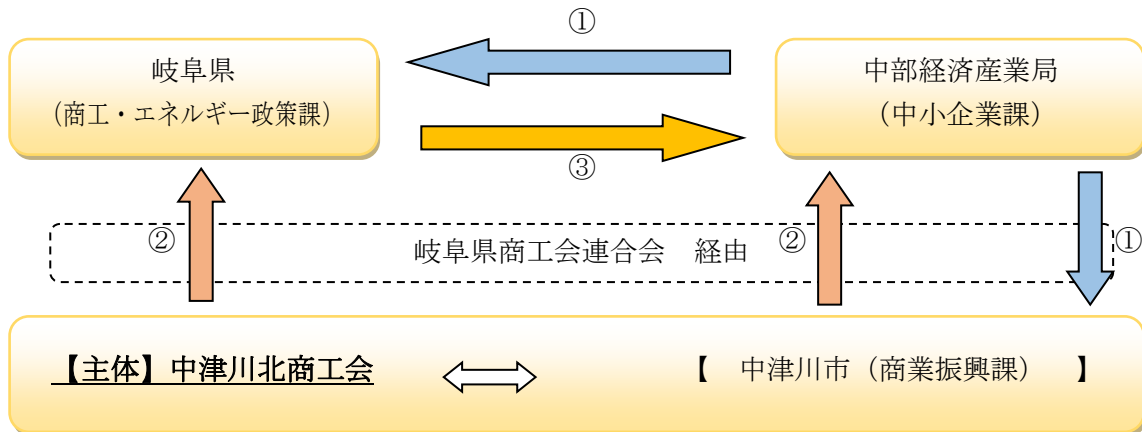
【初動対応】

（中津川商工会議所）



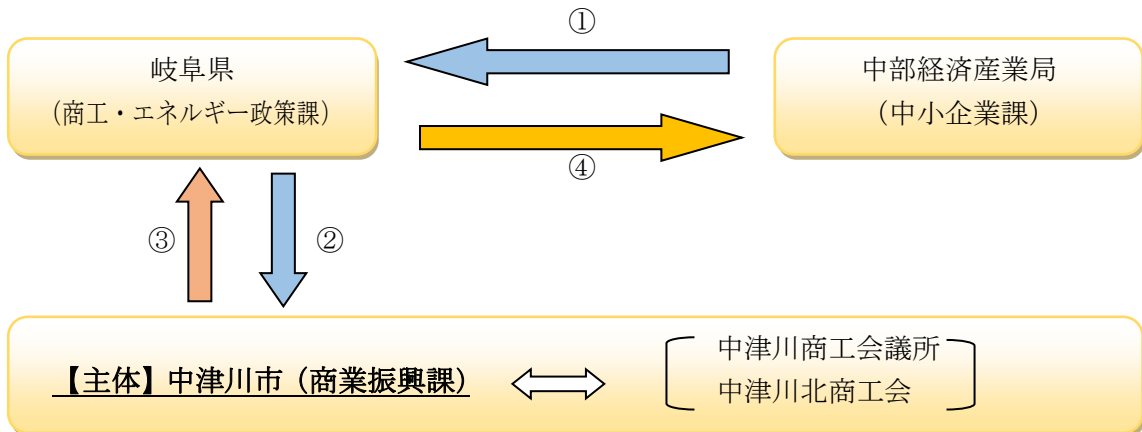
- ①中部経済産業局（中小企業課）から岐阜県（商工・エネルギー政策課）、岐阜県商工会議所連合会を經由して依頼
- ②中津川市と情報共有しながら中部経済産業局（中小企業課）に報告するとともに、同時に岐阜県（商工・エネルギー政策課）に報告
  - ※岐阜県（商工・エネルギー政策課）への報告は、メールの同時送信（CC）等により実施
  - ※商工会議所の報告については、岐阜県商工会議所連合会を經由して報告
- ③岐阜県（商工・エネルギー政策課）から中部経済産業局（中小企業課）に報告
  - ※県の防災部局に集約されたその他の情報を報告

**(中津川北商工会)**



- ①中部経済産業局（中小企業課）から岐阜県（商工・エネルギー政策課）、岐阜県商工会連合会を經由して依頼
- ②中津川市と情報共有しながら中部経済産業局（中小企業課）に報告するとともに、同時に岐阜県（商工・エネルギー政策課）に報告
  - ※岐阜県（商工・エネルギー政策課）への報告は、メールの同時送信（CC）等により実施
  - ※商工会の報告については、岐阜県商工会連合会を經由
- ③岐阜県（商工・エネルギー政策課）から中部経済産業局（中小企業課）に報告
  - ※県の防災部局に集約されたその他の情報を報告

**【被害実態の把握】**





- ①中部経済産業局（中小企業課）から岐阜県（商工・エネルギー政策課）に依頼
- ②岐阜県（商工・エネルギー政策課）から中津川市に依頼
- ③中津川商工会議所・中津川北商工会と情報共有しながら岐阜県（商工・エネルギー政策課）に報告
- ④岐阜県（商工・エネルギー政策課）から中部経済産業局（中小企業課）に報告

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、中津川市と相談する（中津川商工会議所・中津川北商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ①県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

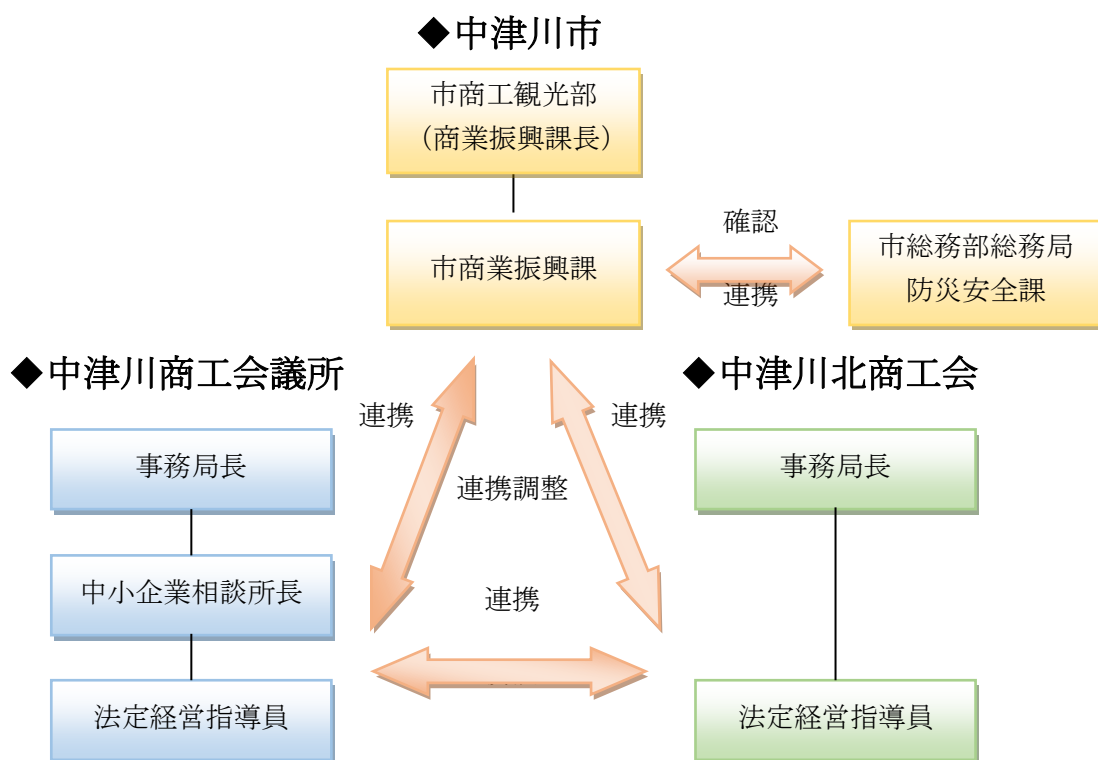
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制



商工業者数	2,408	事務局長	1名
小規模事業者数	1,832	経営指導員	3名
会員数	1,769	業務支援員	2名
		記帳員	3名
		一般職員	6名
		<u>計</u>	<u>17名</u>

商工業者数	1,325	事務局長	1名
小規模事業者数	1,163	経営指導員	4名
会員数	1,036	経営支援員	4名
		事務職員	5名
		<u>計</u>	<u>14名</u>

3者が共同で事業を実施するための体制

【仮称】	中津川市事業継続力支援連携会議 (事業の企画立案・評価・見直し機関)
【構成員】	◆中津川商工会議所 : 法定経営指導員 1名 ◆中津川北商工会 : 法定経営指導員 1名 ◆中津川市 : 商工観光部商業振興課長
【外部有識者】	※必要に応じて招聘する ○専門家、連携する損保会社等

**(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

【中津川商工会議所】

- 氏名 原 啓 仁
- 連絡先 TEL 0573-65-2154

【中津川北商工会】

- 氏名 松 下 暁 紀
- 連絡先 TEL 0573-82-2560

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

中津川商工会議所と中津川北商工会の各法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取り組みや実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ、事業者BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年1回、(仮称)中津川市事業継続力支援連携会議を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

**(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先**

①商工会／商工会議所

【中津川商工会議所】

中小企業相談所

〒508-0045 岐阜県中津川市かやの木町1-20

TEL : 0573-65-2154 FAX : 0573-65-2157

Mail : info@cci.nakatsugawa.gifu.jp

【中津川北商工会】

〒508-0351 岐阜県中津川市付知町10832-1

TEL : 0573-82-2560 FAX : 0573-82-2279

Mail : nakakita@ml.gifushoko.or.jp

②関係市町村

【中津川市】

商工観光部 商業振興課

〒508-0032 岐阜県中津川市栄町1-1

TEL : 0573-66-1111 (内線 4265) FAX : 0573-65-3367

Mail : shougyou@city.nakatsugawa.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
①BCP策定支援 講師謝金・旅費	200	200	200	200	200
②BCP策定セミナー 講師謝金・旅費	300	300	300	300	300
③BCP策定フォローアップ 講師謝金・旅費	200	200	200	200	200
④防災、感染症対策費	300	300	300	300	300
⑤普及・啓発費 パンフレット・チラシ 作成費	400	400	400	400	400
⑥連携会議等運営費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

※中津川商工会議所・中津川北商工会の費用負担はそれぞれ事業の経費を負担する。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等